

情報セキュリティサービスマーク使用規定

1 適用範囲

1.1 目的

この規定は、情報セキュリティサービス基準審査登録委員会（以下、審査登録委員会という）から「SSSマーク」の使用許諾をされた者が、それを使用する際の規定について定める。

1.2 用語の定義

この規定で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) サービス登録番号：サービス台帳に登録されたSSSサービスを識別する番号。審査登録委員会が付与する。
- (2) SSSマークの使用：本規定におけるSSSマークの「使用」は、商標法2条3項各号の行為のうち、審査登録委員会が設定する通常使用権に基づく使用をいい、具体的には、次に掲げる行為をいう。
 - ① サービスの説明書にSSSマークを付する行為。
 - ② 情報セキュリティサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ）にSSSマークを付する行為。
 - ③ 情報セキュリティサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物にSSSマークを付したものをういて情報セキュリティサービスを提供する行為。
 - ④ 情報セキュリティサービスの提供の用に供する物（情報セキュリティサービスの提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ）にSSSマークを付したものを情報セキュリティサービスの提供のために展示する行為。
 - ⑤ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ）により行う映像面を介した情報セキュリティサービスの提供に当たりその映像面にSSSマークを表示して情報セキュリティサービスを提供する行為。
 - ⑥ 情報セキュリティサービスに関する広告、価格表若しくは取引書類にSSSマークを付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報にSSSマークを付して電磁的方法により提供する行為。
 - ⑦ 上記②から④において、物にSSSマークを付することには、情報セキュリティサービスの提供の用に供する物又は情報セキュリティサービスに関する広告をSSSマークの形状とすることが含まれるものとする。

2 SSSマークに係る権利

2.1 権利の帰属

SSSマークは、審査登録委員会の業務上の信用の化体した標章であり、SSSマークに係る全ての権利は、審査登録委員会に帰属し、これを行行使する。

2.2 使用の許諾

情報セキュリティサービスがサービス台帳に登録された者は、この規定並びに審査登録委員会が定めた諸規則を遵守することを条件に、登録されたサービス（以下、「対象サービス」という）に対するSSSマークの使用が許諾される。

2.3 譲渡の禁止

審査登録委員会による承諾なしに、前項の使用の許諾により生じる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保の用に供してはならない。

3 SSSマーク

3.1 SSSマークの意匠

SSSマークの意匠は、SSSロゴ、サービス登録番号により構成され、各構成要素の配置は図1のとおりとする。サービス登録番号はロゴの下に配置する。

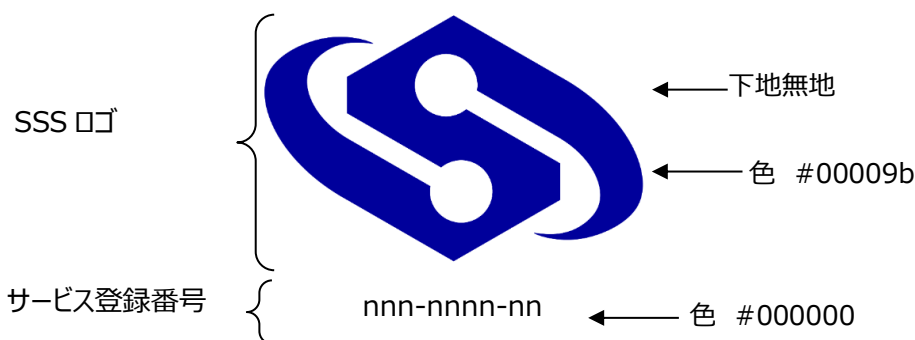


図1 SSSマークの構成図

3.2 SSSロゴの電子データ

審査登録委員会が登録者に提供する電子データをもって、SSSロゴ*とする。

※SSSロゴ：商標 登録第xxxxxxx号

3.3 SSSロゴの色

SSSロゴは、単色で表示するほかは、その色彩を変えて表示してはならない。

3.4 SSSロゴの形

SSSロゴは、その形状の全部又は一部を変更又は削除してはならず、又は他の標章を結合してはならない。

3.5 サービス登録番号

サービス登録番号の表示は、ロゴの高さを10とした場合に、ロゴの底辺から1.5~2.0の距離を開けて、1.5~2.0の高さの文字で表示する。フォントは読みやすいフォントを採用する。文字列はロゴの幅の2倍を超えてはならない。

3.6 SSSロゴの縮小又は拡大

SSSロゴを縮小又は拡大して表示する場合は、その縦横寸法比を変えてはならない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

3.7 SSSロゴのSSSマーク以外の表示の禁止

SSSロゴは、サービス登録番号と共に用いることとし、SSSマークを表示する以外の用途に使用してはならない。ただし、審査登録委員会がSSSロゴの用途を別途指定した場合はこの限りではない。

3.8 類似する標章の使用禁止

SSSロゴ又はSSSマークに類似する標章を使用してはならない。

4 SSSマークの使用

4.1 付与の対象

SSSマークは、サービス台帳に登録された情報セキュリティサービスについてのカタログ、パンフレット、説明書、宣伝・広告用資料、及びウェブページ等に付することができる。

4.2 対象サービスとの一体表示

SSSマークは、対象サービス名が明示された物または画像と一体で表示しなければならない。

4.3 登録内容の明示

登録者は、サービス台帳に登録された情報セキュリティサービス名をはじめとする内容すべてを利用者に開示し、利用者がその内容を知ることができるようにしなければならない。

SSSマークを使用する場合には、サービス台帳に登録された情報セキュリティサービス名を表示するとともに、公開された申請書の内容にアクセスする方法（例えば、サービスに関わるホームページの記載等）を示す必要がある。

5 SSSマークの使用の制限

5.1 使用期間

SSSマークの1.2(2)に定めた使用は、対象となるサービスの台帳登録期限を超えてはならない。

5.2 対象範囲

SSSマークは、サービス台帳に登録された範囲を超えるサービスについて、使用してはならない。

また、名刺や封筒など、対象となるサービスを明示しない資料等に使用してはならない。

5.3 保証の禁止

SSSマークは、情報セキュリティサービスに関する何らかの保証を与えるかのような誤解を招く態様で使用してはならない。

5.4 使用停止

審査登録委員会からサービス台帳の掲載停止の処分を受けたサービスは、停止処分が解除されるまで、SSSマークを使用してはならない。この場合、停止期間中は発行済みのSSSマークの効力がないことを、ホームページで告知する等の方法で周知しなければならない。

6 SSSマークの使用の禁止

SSSマークは、次に掲げる場合には、使用してはならない。

- (1) 情報セキュリティサービスの利用者の利益を害すると認められる場合
- (2) 審査登録委員会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 審査登録委員会の活動の趣旨に反すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものであると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 有効期限を超過した場合

7 SSSマークの使用中止

7.1 情報セキュリティサービスの終了又は適合性に関する重大な変更等

登録者は、次に掲げる場合には、有効期限の前であっても当該SSSマークの使用を中止しなければならない。

- (1) SSSマークの使用対象となっているサービス台帳に登録された情報セキュリティサービスを終了した場合
- (2) SSSマークの使用対象となっている情報セキュリティサービスについて、情報セキュリティサービス基準の適合性に関する重大な変更があった場合
- (3) 審査登録委員会にSSSマークの使用の中止を届け出た場合

7.2 使用許諾の取消又は解除

登録者は、次に掲げる場合には、SSSマークの使用許諾を取消又は解除され、その使用を中止しなければならない。

- (1) SSSマークの申請にあたって実施した申請若しくは届出に重大な瑕疵がある場合又は必要な申請若しくは届出が行われなかったと認められた場合
- (2) 本規程の違反をはじめとする、2.2に規定される使用の許諾の条件に違反してい

ると認められる場合

- (3) SSSマークの使用許諾の要件を満たさないサービスであることが認められた場合
- (4) 審査登録委員会により台帳から抹消の処分を受けた場合

8 SSSマークの処分

8.1 電子データの処分

登録者は、使用期限、使用中止等によりSSSマークを使用できない状況になった場合、SSSマーク及びSSSロゴに関する電子データを消去しなければならない。

8.2 印刷物の処分

登録者は、使用期限の超過又は使用中止等によりSSSマークを使用できない状況になった場合、SSSマーク又はSSSロゴを印刷したもの（紙、布、その他すべての有体物を含む）を廃棄又は消去しなくてはならない。ただし、他者に配布済みの印刷物の回収は要しないものとする。

9 違反に対する措置

登録者がこの規定に違反した場合、審査登録委員会は、是正要求、SSSマークの使用許諾の解除、違反の公表、登録の一時停止又は抹消、又は必要に応じて法的処置や他の適切な措置を講じることができる。

10 免責

SSSマーク又はSSSロゴの使用によって、審査登録委員会又は第三者に損害を生じた場合は、使用した者が賠償の責めを負う。審査登録委員会は、侵害行為に対する保証も含め、SSSマーク又はSSSロゴの使用に関するあらゆる法的な保証の義務を負わない。

改訂履歴

No,	日付	改訂内容
1.	2018年7月11日	新規制定
2.	2018年9月12日	旧1.2 (2)⑤を削除